

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会 高齢者世帯等屋根の雪下ろし  
助成事業実施要綱

平成 26 年 12 月 1 日 制 定  
平成 27 年 9 月 20 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者等の生活の一助として、住宅屋根の雪下ろし助成事業を実施し、高齢者等の冬の暮らしの安全確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 この事業は、住宅屋根の雪下ろし及びそれに伴う排雪を含むものとする。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、市内に居住し、住宅の屋根の雪下ろしで苦勞している持ち家及び借家（ただし、貸主が屋根の雪を下ろす義務を負う契約の借家及び集合住宅は除く。）の高齢者世帯等で、当該年度における世帯員全員の市民税が非課税又はそれに準じ、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯

(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級又は 2 級の者（以下「障がい者」という。）が属する世帯

(3) その他千歳市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた世帯

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯は、助成の対象としない。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯

(2) 別居又は同居の親族等や近隣者等による屋根の雪下ろしを行うことができない世帯

(3) 施設に入所又は病院に入院等をしており、概ね 1 年以上、住居を不在又は今後不在にする予定の世帯

(助成対象経費)

第 4 条 助成対象経費は、この事業の助成金を受けようとする者が居住している専用住宅の屋根の雪下ろしに要する経費とする。

2 前項に定める経費は、屋根の雪下ろしの依頼に対して法人へ支払が生じた場合とする。ただし、ボランティア、親族への謝礼等は含めない。

(助成額)

第 5 条 助成額は、1 世帯当たり 15,000 円とする。ただし、雪下ろしに要した経

費が 15,000 円に満たない場合は、支払った額とする。

(助成の回数)

第 6 条 同一年度（毎年 12 月から翌年 3 月まで）において 1 世帯 1 回を限度とする。

(交付申請)

第 7 条 この事業の助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者世帯等住宅屋根の雪下ろし助成金交付申請書（様式第 1 号）に市民税の非課税を証明する書類（申請日前 1 箇月前のもの）を添付し、会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 8 条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その結果を高齢者世帯等住宅屋根の雪下ろし助成金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知を受けた者は、高齢者世帯等住宅屋根の雪下ろし助成金交付請求書（様式第 3 号）に、業者からの請求書又は領収書と雪下ろし前と終了時の写真を添付して、当該年度内に会長に提出するものとし、会長は当該請求書により支給するものとする。

3 利用決定（却下）通知書は、当該年度のみ有効とする。

(助成金の返還)

第 9 条 会長は、助成金を受けた者の申請及び請求内容に、不正若しくは虚偽等の事実が判明したときは、助成金を返還させることができる。

(財源)

第 10 条 この事業の実施に必要な費用は、当該年度の予算の範囲内で実施する。

(個人情報管理)

第 11 条 この事業に関する個人情報は、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき管理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 20 日から施行する。